様式３

審　議（会　議）結　果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	神奈川県消費生活審議会		
開催日時	令和元年 11 月 25 日（月曜日）　10 時 00 分から 11 時 45 分		
開催場所	かながわ県民センター　消費生活課研修室		
（役職名）出席者	天野　晴子、（会長代理）石岡　克俊、土野　顕一郎、高田　かおり、（会長）武井　共夫、富樫　由里子、錦　昭江、丸山　善弘、宮本　尚子、三好　上次、矢野　裕美		
次回開催予定日時	未定		
問合せ先	くらし安全防災局くらし安全部消費生活課　企画グループ　真壁 電話番号　045－312－1121（内線 2622） ファクシミリ番号　045－312－3506		
下欄に掲載するもの	議事録全文	議事概要とした理由	－

審議経過

第 20 期第５回神奈川県消費生活審議会
（神奈川県消費者教育推進地域協議会）

［議題等］
（１）審議事項　かながわ消費者施策推進指針の改定案について
（２）その他

［花田くらし安全防災局長あいさつ］
　みなさん、おはようございます。くらし安全防災局長の花田でございます。よろしくお願いいたします。日頃から武井会長をはじめ、消費生活審議会の皆様には、消費生活行政をはじめ、県政の推進に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。感謝申し上げます。
　皆様には、さる５月と７月にかながわ消費者施策推進指針の改定について御審議いただき、様々な御提言、御意見を頂戴いたしました。
　今回の改訂の骨格の中で、二つの重点的取り組みと四つの基本方向を掲げて御議論いただきましたが、今後５年間に取り組むべき方向性を明確に示していただいたこと、内容が大変時宜を得たものであることに改めて感謝申し上げます。
　この消費生活課は、昨年、県民局から安全防災局に、組織再編により、編入いたしました。その際に、皆様からいろいろ御心配の声をいただきました。
　そうした中で、従来の安全防災局というのはどちらかと言うと、危機が発生したとき、台風や地震が来た時に対応することがメインだったわけですけれども、県民の皆さんの日常の生活を守るといった視点も重要との観点で 消費生活課の再編先が安全防災局となり、くらしという言葉を局名にかけ、日頃のくらしの安全、更には緊急時災害時の安全を守る、そのことに取り組んでいるところです。
　先般、台風 15 号、台風 19 号が本県に襲来いたしまして、非常に大きな被害が発生いたしました。その際にも職員には大変負担をかけたと思いますが、本来業務ではないであろう緊急事態に、消費生活課の職員にもあたっていただきました。また、消費生活課と同じ部に、くらし安全交通課がありますが、タイアップをして、より効率的に県民の皆様に啓発イベン

ト等を行っていくことで、県民局からくらし安全防災局へ消費生活課が移って良かったなと、そう言われるような取組みを、私も日頃から心がけているところです。
　今回御審議いただきます改定案については、前回まで御審議いただきました改定素案に対して、９月から 10 月にかけてパブリックコメントを行いました。
　県民の皆様の意見を反映いたしますと同時に、指針の内容を手に取って読んでいただけるように、なるべくイラストやコラムを入れ、また、表紙も非常に温かいと言いますか、わかりやすいイメージで作ってみようと工夫しており、県民の皆様に手に取ってもらえるようなイメージになるようにと、配慮しているところです。
　こうしたなか、県民の皆様から頂いた様々な御意見も可能な限り反映させたところで、後ほど事務局から細かく説明を申し上げたいと存じます。
　この改訂指針の審議についても、年度末に向けて大詰めに差し掛かってまいります。
　審議会でとりまとめられます成果物を、次回の審議会にて答申としてお示しいただく形になろうかと思いますが、くらし安全防災局の責任者である私と致しましては、頂いた答申を最大限尊重した指針を定めて、消費者施策をしっかりと推進して参る所存です。
　本日は限られた時間ではありますが、指針案の取りまとめに向けて、建設的な御審議をお願いいたします。

［議事］
（事務局）
　武藤企画グループリーダーから、次の資料により説明。
　【資料１】「かながわ消費者施策推進指針（改定版）」に基づく平成 30 年度～令和元年度（上半期）実施事業の評価と課題
　【資料２】かながわ消費者施策推進指針(改定素案)に関する意見の概要と（改定案）への反映状況
　【資料３】　（改定案）かながわ消費者施策推進指針（案）

（武井会長）
　ありがとうございます。ただいま、詳しい御説明がありました。実質的には今日が最後の審議になります。次回はまとまったものを知事あてにお渡しすることとなりますので、是非活発な議論をお願いしたいと思います。
　パブコメも、前回（＝H30 条例改正時）に比べると少ない件数でしたけれども、なかなかいろんな意見があって、それも含めて今説明があった内容、あるいは説明はなかったけれども、ここはどうかといった内容を御議論いただきたいと思います。
　早速ですが、御質問、御意見を分けずに、かつ項目も分けずに自由に発言いただくということでよろしいですね。どなたかいかがでしょうか。

（石岡会長代理）
　事務的な取り扱いを聞きたいのですが、資料２はすでに公開されているものですか。（案）と書いてないのですけれども、パブリックコメントに対する、何らかの形で公表されているのか、最初にお聞かせいただきたい。

（林消費生活課長）
　資料２は審議会の資料として作成したものです。最終的には全体をまとめたものを、来年３月に公表する予定としております。

（武井会長）
　関連して、まだ県議会の常任委員会は開始していないですよね。今後の委員会で、先ほど御説明があったようなことも含めて、議会に報告をするのでしょうか。

（林消費生活課長）
　議会につきましては、次回２月の令和２年度第１回定例会にて報告となります。

（武井会長）
　今回、審議会の答申が出るまでは、議会への報告はないと理解してよいですか。

（林消費生活課長）
　そのようなスケジュールとなっています。

（武井会長）
　ありがとうございまいます。ということで、自由に発言しましょう。いかがでしょうか。いままでの意見がだいぶん反映されて、充分ですということか、よく見るといろいろあると思います。ぜひお願いします。

（士野委員）
　大変細かい話で恐縮ですが、「パブリックコメントの意見を踏まえて修正した箇所」という資料２の最後に、「ホームページや SNS 等様々な媒体を活用した効果的な情報発信」というところで、かなり具体な例示をいっぱい出されています。ここまで例示を増やすのであれば、やはり今、若者に一番届く媒体というのは動画投稿サイトだと思います。SNS は若干廃れ気味と聞くこともありまして、もし啓発動画 DVD についても、可能であれば動画サイトを活用しながら公開することも検討していただければと思います。これは、指針に書き込む話なのか、具体な取組でやっていくことかはわかりませんが、そういうことを意識していただければと思い、御説明を聞いておりました。

（武井会長）
　いかがでしょうか。

（林消費生活課長）
　今後の予定ですけれども、YouTube 等の動画サイトに関しても、啓発のツールとしていきたいと考えておりますので、どのように盛り込めるか検討したいと思います。

（武井会長）
　確認ですが、今のところは、啓発動画はホームページに載せているのでしょうか。

（林消費生活課長）
　今まで作ったものは、ホームページで公開されております。これから作るものについても、DVD で貸出可能とし、動画公開サイト等を活用して PR していきたいと考えております。

（武井会長）
　ありがとうございます。私は弁護士会で広報の責任者をやっているのですが、動画サイトと独自のホームページの両方に掲載することが必要と言われています。是非よろしくお願いします。その他、いかがでしょうか。

（高田委員）
　こちらの推進指針を拝見しまして、非常によくまとまっていると思いました。１つお聞きしたいのですが、今回いくつかコラムが入ったことで、より深く理解が進むのではないかと思うのですが、コラムというのはこれだけで決定なのでしょうか。と申しますのは、2020 年の７月１日からレジ袋が有料化になることもあり、SDGｓにも関わってきますけれども、やはり市民の生活の中にも非常に大きいインパクトがあるものだと思います。御存じだとは思いますが、レジ袋すべてが有料というのではなくて、バイオマスが 25%以上入っているものと

か、分解性のプラスチックで作られたものは対象外であるとか、ロール袋は無料とか、すべてのレジ袋が決して有料化というわけではないということもございます。有料化になっているだけであって配らないわけではなく、買えば使えますし、マイバックの促進という意味でも、そういうコラムを入れていただけるといいのではないかと思いました。

（林消費生活課長）
　こういったコラムをこのあたりに入れますということはこれまでも提示しておりまして、しっかり書き込んだのは今回が最初ということになります。レジ袋の有料化がちょうど始まることもあって掲載してはとの御意見ですが、それだけでコラムにというよりは、22 ページに「エシカル消費から考える消費者市民社会」ということで、環境を考え、人や社会、環境に配慮した商品を選ぶという行動について記載しておりますので、この中で分かり易く表現できないかと考えております。御意見がありましたらよろしくお願いします。

（高田委員）
　コラムというのはこれで決定ということでしょうか。

（林消費生活課長）
　最終ですということではなく、ここで是非これをとの御意見があれば、変更の検討ができます。御意見をいただければと思います。

（武井会長）
　レジ袋やプラスチック製ストローの部分、もう少し詳しく、ということですかね。文字数の制限もありますので、工夫してみてください。

（高田委員）
　次ページの食品ロスのコラムにはまだ余裕があるようなので、追加できるのかどうかも含めて、どういう方向かと思いましたので。

（武井会長）
　デザインの問題もあるでしょうから、御検討ください。確かに、私もレジ袋がいつのまにか有料化になって戸惑う場合もありますが、ないときは払いますけれど、マイバッグは家内もやっているようですが、我々はなかなか仕事の帰りだとマイバッグを持っていないことも多いので、どうしたらいいか考えるそういうコラムを是非お願いしたいと思います。

（林消費生活課長）
　22 ページの「エシカル消費」のコラムの中にも、「レジ袋やプラスチック製のストローを使用しないこともエシカルな消費行動と言えます。」と触れているのですが、この部分をもう少し工夫させていただいて、もし行数が不足するようなら、右側に脚注を持ってくるなど、工夫していきたいと思います。

（武井会長）
　ありがとうございます。はい、どうぞ、丸山委員。

（丸山委員）
　今回のパブコメに、私、初めて意見を出さなかったような気がします。ちょっと意見を言わせてください。今、高田委員からお話がありましたが、考え方としましては、人に読んでもらいたいということである限りは、なるべく陳腐な話ではなくて、より新しい情報を反映させることが大事だと思います。それから、コラムである限りは、もう少し端的に、さっと読める、「そうなのか。」と理解できるというのが良いので、22 ページ・23 ページのものはコラムとしていかがなものかと思います。もう少し工夫をしたほうがいいと思います。

それから、行政の立場では、すべてを書きたくなる。極端な言い方をすれば、歴史的経過をすべて書いてしまいがちです。しかし、これを誰に読んでもらいたいのかに合わせて書くと、エシカル消費も、食品ロスもですが、文章の中身を変えて、もう少し分かり易く書けると思います。レジ袋については、ちゃんとコラムに取り入れたほうがいいです。

ずっと引っかかっているのが、「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」のところです。答申案に１ページも使って記述されています。この取組みが始まるまでの経過を含めて、苦労されてきたのだと思います。この宣言団体は８つで固定されていて、この位置づけは何か、（団体に加盟していない）アウトサイダーの業者の人たちにどう対するのか、宣言団体を広げていくのか、いろいろ取り組まれていることの中身について、疑問点があります。もっとしっかりやって欲しいと思っていますし、今のレベルで言えば１ページも割くような取組みになっているのかと思っています。その辺りを御検討いただければと思います。

（武井会長）

なかなか難しい御意見ですが、いかがでしょうか。

（林消費生活課長）

22 ページ、23 ページのコラムについて、言いたいことをすべて網羅的に書いて、分かり易さの点でどうなのかという御意見と思います。改めて、これらをしっかり分かり易い表現にできないか検討します。やはり読んでいただけないといけないということで、本文にここまで詳しく書くことはそぐわないけれど、分かっていただきたい内容を端的に書くという宿題として、検討していきます。

「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」のコラムについては、神奈川県独自に始めた運動ですので、これだけでは何のことかわからないと、趣旨・内容をわかっていただけるように１ページを使って書いたものです。こちらについても、どうしたらわかり易いか、また、分量も、他のコラムとのバランスを考えて、御意見を踏まえて検討していきます。

（石岡会長代理）

私もちょっと違和感があります。コラムであれば、そのものを載せるよりも文章にした方がいい。今日は、パブコメの回答についてどうするのかという話ですが、Ａ区分とＤ区分、改定案に採用したものと採用に至らなかったもの、ここは関係ないと議論されたものがありましたが、いくつか理由づけに疑問がありました。そこで、県の考え方を公にしてよいのかも含め、どのように取り扱うのかを先ほど伺いました。もう少し短くして、この文章を丸ごと出す訳ではなく、「こういう意見が出ました。」と来年３月に報告するとの理解でいいですよね。

（林消費生活課長）

審議会の資料としては、この形でホームページに掲載されますので、そういう意味で、現時点では事務局としてこのように考えていたということが、公表となります。

（石岡会長代理）

今の「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」との関係でいうと、資料２の「No.54　事業者に対する指導を積極的にやることを明言して欲しい」との意見に対する回答が、「法律に基づいて実施するものなので、指導の実施に強弱をつけてやるものではない。」とは言い切れないのではないかと思いました。逆に、No.54 の意向というものを、本文の中に入れるのではなくて、宣言の狙いはどういうところにあるのかということを文章にして、コラムにまとめてはいかがかと思いました。No.54 の反映区分がＤになっていて、その理由付けは、これでいいのでしょうか。この「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」のコラムは、コラムというより資料ではないでしょうか。

（林消費生活課長）

コラムだったら文章にすべきとの御意見を伺い、資料を載せていると気づきました。

（石岡会長代理）
そうであるならば、この「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」を文章化したうえで、No.54の意見に対する県の考え方として、本文の中には採用されなかったけれども、こういう意見があって、それを今後どのように運用していくか、その狙いを書けば入ってくるのではないかと思います。反映区分はDのままでいいとは思いますが、この意見を寄せた人は、そういったコラムがあればある程度納得してくれるのではないかと思います。

（林消費生活課長）
No.54の意見に対しては、県の考え方が、最後の「積極的な指導を行うことを明言すべき」というところだけに答えるような形となっていますが、そもそもは、「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」に関連した御意見として、コラムにしっかり狙いなども載せていくとの御意見でしょうか。

（石岡会長代理）
コラムは、使いようだと思います。本文に入れるか入れないかというところの議論とは違うところで、ある程度自由に書けるわけです。神奈川の方向性といいますか、いろいろな経緯があってかながわ宣言を出したが、もうこれはいいのだということであれば落としてしまえばいいし、載せるのであればきちんと伝わるように書いたほうがいいのではないでしょうか。

（林消費生活課長）
私共としては、御指摘のような考えができていなかったと思います。御意見を何らかの方法で表現できるのではないか、検討させていただきます。

（武井会長）
前期（＝第19期）からの委員は皆さんそうだと思いますが、実は私はこの「悪質な訪問販売　撲滅！かながわ宣言」に非常に複雑な気持ちがあり、正直、入れる気もしないといったところもあるのですが、石岡会長代理がいま発言されたとおりだと思います。丸山委員も言われたように、事業者団体が頑張るのはいいとして、事業者団体に加盟していない悪質事業者に対してどう働きかけていくのか。今のままでは、機運を盛り上げてやりにくくするとありますが、それはいくらなんでも無理でしょうと、やりにくくならないでしょうと、やる事業者はやるでしょうと、できればこのコラムの中でそこら辺を含めて御検討いただければと思います。かなり活発な、厳しい御意見もでましたが、他にいかがでしょうか。

（矢野委員）
資料２に関して、先ほどの御説明の中で、パブリックコメントの意見提出者は20人・団体とありましたが、個人と団体がそれぞれどれくらいであったか、お答えいただきたい。
同じく資料２に関してですが、先ほど御質問の中に、パブリックコメントに対する県の意見は適切かというのがあったかと思います。ＢとＣはじっくり読み込む気はなくて、ＡとＤに集中して読ませていただきました。その上で先ほどの御説明を承り、Ａは県の考え方としてほぼ適切な回答となっている。100％ではないですけれども、様々な制約の中でここまでかなという感じがしました。Ｄに関して、No53、No.54の意見に対する回答は、消費者団体として関わった者としては、納得がいかないものがあります。いろんな意図を組みながら、行政として出せるものに限界があることは、それなりに承知しているつもりですけれども、やはりこれは、県民に向けてしっかりと指針として出していくとの大前提があるはずです。
それから資料３に関しましても、今後、デザイン支援ということでいろいろな調整が入ると思います。確かに、イラストが入れば、一見分かり易さというか、目で訴えることはすごく大事で、この指針の最初のページにイラストが入っていること自体は、それなりに親しみ

やすさが湧くのかなと思います。けれども、あまりにも、書き方として情報を出しすぎると思います。まさか、スペースが空いているから入れると考えているとは思いませんが、基本は、いかに本当に伝えたいことを伝えるために、どこを削るかだと思います。加えるではなくて。コラムという発想はすごくいいと思います。しかしこれはコラムではないと思います。一番感じたのは、19 ページにありました成年年齢引下げの部分です。今、非常にいろんなところで、18・19 歳の若者たちが消費者被害の対象になる危険性が言われる中で、パッと見て、なんて見づらいだろうと思いますし、カワウソをモチーフにしたから親しみやすさが湧くわけではない。コラムはすべてそうだと思いますが、ちょうどこのくらいの世代の若者たちに、どのように意見を集約したのか。県内には、県立海老名高校など、消費者問題に熱心に取り組んでいる高校も結構あります。こういったものを子どもたちに与えた場合に、どういうものならばすごく見やすいか、そういった観点からも、誰をターゲットにしているかは真剣に考えて欲しいと思います。作ればいいのではなくて、いかにより多くの県民のところで指針として受け止めて頂けるのかというのは大事なことで、そういったところで努力が足りないと思っています。私レベルでも、これを全部読むかと言われると、非常に読みにくい。もっと白紙の部分があって、それぞれがすごく読みやすくなっているということが、少なくとも形式論から言っても、大事だと思います。まして、もっと御高齢の方、神奈川県も高齢化が進んでいると言われますが、これをいろいろなところに積んでおくとならないか、すごく心配します。そういった目線からも、是非デザイン支援のときにお考えいただけると嬉しいです。

(武井会長)
なかなか手厳しい御意見で、県の方でも今から大変かと思いますがいかがでしょうか。

(林消費生活課長)
いくつか御意見いただきました。最初の県民意見の団体・個人の区分けですが、20 提出者の内、団体が４で、あとは無記名のため個人か団体かわかりませんが 16 との内訳になっています。
また、資料２の No.53・No.54 の意見に対して、指導の強化に関する県の答えに納得がいかないというお話がございました。そういった御意見があったということを踏まえて、変えられるかどうかはここでは申し上げられないですが、こちらでももう一度考えて参ります。御意見ありがとうございます。
次に資料３の全体のわかりやすさに関してですが、若者高齢者を含めて、すべての消費者に、全編読み通して頂くことを目指すのは難しいとも考えております。ただ、県の消費者施策としてしっかりと念頭に置かなければいけないことを、できるだけわかりやすく、漏らさず記載することが大切であると思い、これまでも文章を練らせていただいております。その中で、コラムは今回初めてお目通しいただきましたので、わかりやすさを追求して、もうひと踏ん張りしたいと思いますけれども、本文をこれからさらに削っていくことは難しいです。委員御指摘のように、やはり指針というこの分厚いものを全部読んでくださいでは浸透しないということもありますので、この指針が完成した際は、概要版を作ろうと考えております。８ページほどにまとめて、改定のポイントを分かりやすく記載したものを作らせていただきたいと思っております。

(武井会長)
ありがとうございます。字のポイントもぜひ考えていただきたいと思います。

(三好委員)
委員の皆さん、なかなか厳しい御意見 鋭い御意見が沢山あったと思います。私は素人なので、拝見すると非常によく出来ている。この審議会で今まで議論されたことが、細かくここの中に反映されていると思っています。特に感じましたのは、SDGｓについてかなり御意見が審議会の中でありましたが、それについても、資料３を見ますと 10 ページのところで「SDG

ｓの採択」というところに概要が書いてあり、16 ページ 17 ページで、細かく説明されていて、こういうものだという…。他の官庁は分かりませんけれども、神奈川県が SDGs に力を入れていることが読み取れます。多くの委員が言われたことが、ここにしっかり反映されていると思います。

細かい点で言うと、24 ページに、消費生活課が色々な情報発信をされているにも関わらず、割と謙虚に書かれていたと思います。そこをもっとアピールして良いのではないかという意見がありましたが、パブリックコメントにおける意見を受けて、「情報発信の強化を図ります。」という言葉を採択されたのは、非常にいいと思います。他の委員が今言われたコラムの問題とか、資料３がちょっと難しいといった御意見がありましたが、課長もおっしゃられたように概要版も作られるということなので、 その辺のところを期待したいです。コラムの問題は、私としては、個人的には、それなりに良い解説ではないかなと思っています。

（武井会長）

応援団が来ましたね。いかがでしょうか。

（林消費生活課長）

コラムに関して、今回委員に初めて見ていただきましたので、改善点はあるかと思いますけれども、これまで「県の施策について記載が控えめでは。」との御意見などもいただき、細かくやらせていただいているところは、具体的な記載に改めたところでございます。どうもありがとうございます。

（武井会長）

新聞でも、コラムと言えば、まずそこから読んで、こういうことがあるのだという、分かりやすいことが特徴だと思うので、是非工夫をお願いしていただきたい。社説などはあとでダウンロードしてゆっくり読むものかもしれませんが、コラムはまず見るものだと思いますし、もしかするとこれもそうなるかもしれないので、ぜひ力を入れて頑張っていただきたいところだと思います。その他いかがでしょうか。

（錦委員）

一点はとても些細なことで恐縮ですが、資料３の 20 ページの基本方向１です。小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のところで、学校教育においては学習指導要領に基づき、科目名が書いてありますが、社会科・公民科・家庭科・技術家庭科の順番ですが、社会科は中学校にしかない科目で、公民科は高等学校だけです。家庭科は高等学校だけで、技術家庭科は中学校だけです。そのため社会・公民・技術家庭・家庭の順番で、並びを中高中高にしたほうがいいのでは。

２点目ですが、パブコメを見て、消費者教育に関連する御意見がとても多くて、非常に関心が高いことを学校関係者として重く受け止めております。概ねもっと盛んになってほしいとの御意見ですが、資料２の３ページ、21 番の、「学校における消費者教育の推進は十分な効果を上げているという実感がない。もっと PDCA サイクルが回っていくような施策の推進が必要」という御意見について、県の回答が、消費者教育資料活用状況や出前講座のアンケート結果などをしていますという回答です。学習指導要領の改訂は、中学校では再来年に、高等学校はその翌年からの実施です。抜本的に見直す良い機会だと思います。活用されている学校だけではなく、活用されていない学校も含めて、県の様々な施策が学校現場で実態を持って活用されるにはどういう条件や資料が必要かといったことを、小中高、可能な範囲で結構ですが、アンケートを取り、回答の中から採用できるものから改善して行かれるような形がよいと思います。ですから、21 番のお答えの後半の部分は、「学習指導要領の改訂に向けて、より皆さんの意見を聞いて充実していく。」との回答の方がよいと私は思います。

（武井会長）

ありがとうございます。さすがですね。いかがでしょうか。

（林消費生活課長）
ありがとうございます。これまで、「神奈川の学校における消費者教育の推進協議会」でもいろいろと御意見いただいておりまして、その中で作ってきた様々な教材を、使ってみてどうですかと、主に県立高校にアンケートを行い、改訂を重ねてきました。委員の御指摘のように、学習指導要領の変更がこれから実行されるというタイミングですので、「使ってみて」のアンケートだけでなく、もう少ししっかりと意見を集約し、 PDCA を回して行ければと思いますし、出来る範囲で施策に反映できるか検討してまいります。

（武井会長）
教科の順番はいかがでしょうか。

（林消費生活課長）
教科の順番は中高中高という順番に並べ替えを検討させていただきます。

（武井会長）
その他、御意見いかがでしょうか。

（宮本委員）
基本方向１に関するパブコメと質問の２点です。
まず初めに資料１のパブリックコメントの No.20 で、「事業者による消費者教育の推進とは誰を対象としているのか。」という意見に対して冒頭に説明があったわけですけれども、私も事業者の方と従業員の消費者教育について伺う機会がありますが、どうしても上層部の方や CSR や SDGｓを推進している部署に対して、例えば利益に直結する営業部といった、消費者と相対する現場では、意識にズレが生じてしまっている。せっかく企業の社会貢献活動や消費者志向の試みも継続が難しいとの声を聞いておりますので、今回、職域での消費者教育を明示されたのは良かったと思っています。
次に質問ですが、その前に、これまでにも SDGｓの認知の向上においては、審議を踏まえながら施策展開の中で、SDGｓの理念を県民にわかりやすく周知し、関係部局と連携を図ると伺っています。そこで、資料３の改定案に戻りまして、16 ページに、持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進に取り組みますと書かれておりまして、小柱は「エシカル消費の普及」とのみ記載されております。当然ながら、そこにはエシカル消費の重要性である「消費者が持つ影響力」が含まれていることは理解しておりますが、現状ではその理解が薄いように感じております。あえて、一消費者が持つ影響力の理解、そして２番目にエシカル消費の普及というように記述する必要はないだろうかと感じましたので、質問させていただきます。
本当に細かいことですが、資料３の P.２の基本方向１の四項目については、持続可能な消費行動の「普及」というふうになっていて、多分それは「促進」という言葉で統一するように記憶しています。

（武井会長）
ありがとうございます。いかがでしょうか。

（林消費生活課長）
１番目に御意見いただきました、「職域」に言葉を変えたことを御評価いただきましてありがとうございます。SDGｓの関係ですが、最後に普及という言葉が残っていたのは、促進に統一させていただきたいと思います。
そして資料３の 16 ページの小柱に「エシカル消費の普及」とあるというところ、もう少し消費者の一人一人の力について表現できないかという御意見かと思います。それについては、22 ページに、具体的な小柱の説明をさせていただいている部分がございます。22 ページは中

柱として「ウ　持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進」そして小柱「エシカル（倫理的）消費の普及」というところがあります。こちらで、エシカル消費の説明を、コラムやその下の脚注のところで表現していますが、今一人一人の消費者の力が世の中を変える原動力になるということをもう少し表現できないかと言う御意見かと思いましたので、こちらをもう一度見直して検討できればと思います。

（武井会長）
確認ですが、エシカル消費は普及じゃなくて促進に統一でしょうか。

（林消費生活課長）
使う場面によって、普及を目指す部分もありますので、小柱では普及とさせて頂いております。中柱では消費行動の促進ということにしており、中柱と小柱で言及する範囲を変えて、促進と普及としております。御指摘いただいた部分は、中柱を引いている部分でしたので、促進ということにさせていただきたいと思います。

（武井会長）
はい、わかりました。ありがとうございます。

（天野委員）
資料２の No. 14 のパブコメに対して、反映区分Ｂになっていて、県の考え方というところでお示しいただいているのですが、このＢの回答内容は、今回推進指針の 18 ページの重点的取組み１の主な取組の最初の丸のところに反映させているのでしょうか。

（林消費生活課長）
見守りネットワーク、正式名称ですと消費者安全確保地域協議会になりますが、こちらは重点的な取組みの１つ目「高齢者の消費者被害の未然防止と救済」の主な取組みの１番目の丸の部分を引いていますが、もう一か所 25 ページの上から３段落目の「関係機関と連携し見守る人を対象とした啓発を実施するとともに市町村との意見交換会等を通じて見守りネットワーク構築につなげていく」というところでも触れております。

（天野委員）
ありがとうございます。基本、推進指針ですとこの程度の書き方しかできないのかもしれないので、そこは御検討いただければと思うのですが、消費者庁では、都道府県ごとに消費者安全確保地域協議会を人口５万以上の全市町に設置することを政策目標としていて、消費者庁のホームページで都道府県の状況の地図が出ております。首都圏では、10 月末現在で、埼玉 17、千葉３、東京５で、神奈川だけは真っ白で０なのです。この状態を考えますと、この書き方で良いのかどうかが、指針なのでどこまで書けるのか、さじ加減がわからないのですが、ちゃんと目標が達成されるのかということが疑問に思いましたので、御検討いただければと思います。

（林消費生活課長）
私どもとしましては、重点的な取組みの１つ目に取り上げているということは、大変重視しているという表現ではありますが、委員が言われるように、国としても政策目標として取り組んでいるとことを踏まえ、ここの表現を改めて検討していきたいと思います。

（高瀬消費生活担当部長）
補足させていただきます。究極の目標は確かに消費者安全確保地域協議会の法定化でございますが、本県の状況は委員御指摘のとおりゼロというところです。今、我々としては、何を狙っていますかと言うと、いきなり法定化といってもハードルが高い、しかも福祉部門に既に組織がある中で、もう一個同じような組織を市町村に負担を求めるというのは厳しいだ

ろうと、段階的に進めていこうと考えております。国も、福祉の組織に消費の内容が入ってくる、そういう緩やかな形でもまずはいいと、折衷的な考え方を示しております。はっきりと法定化とは書けないなりにも、この形でもって、県の取組みを表現したいというところで考えているところでございます。

(武井会長)
よろしいですか。それではさらに工夫いただくということで。

(富樫委員)
もう何度も皆様が御指摘された、資料2のNo.53・No.54のところは、私も同じように感じて読んでいました。指導の実施に強弱をつけて行うということではなくて、指導をしっかりしていくということをこの御意見は望んでいらっしゃる。この書き方は少し全体的に捉えてないという風に思われてしまう恐れがあると思いました。
それから、指針が完成した暁には、来年度様々な方に見ていただくということが必要だと思いますし、特に学校現場としては、生徒に指導していく教員に身近なものになっていったらと思っています。QRコードが表紙にあって、色々な所にアクセスできるのだろうと思います。指針の中に、いろいろな様々な画像データやチラシといったサイトがありますが、これがデジタルデータとしてこの指針にアクセスしたときに、その先に、ここに載っているチラシですとか消費生活センターに、直接アクセスできるような形で掲載されるのかなと思ったところです。現場の者たちが、こういったものがあると知ったときに、実際の資料にアクセスのツールというものが、指針の中でそれをやれるものかわからないのですが、少しはQRコードがあちこちにあるので、そういった形でどんどんとアクセスの可能性が大きくなるものをデジタルデータでは掲載していただけたら、ありがたいなと思いました。

(武井会長)
これはいかがでしょうか。

(林消費生活課長)
最初の御意見に関して、No.53・No.54の御意見の回答について、表現が意見全体を捉えていないと受け取られるのではないかとのことで、こちらも受け止めて考えたいと思います。
そして教員の皆様にも指針が見やすく、紙媒体だけでなくデジタルデータに掲載されているものにもストレスなくアクセスできるようなことが望ましいとの御意見について、出来る限りそのような仕組みで公開していきたいと思っております。ありがとうございます。

(武井会長)
特にリンクの件は、是非お願いしたいと思います。

(高田委員)
自分が「あれっ」と違和感があったのは、表紙のところです。「安全安心な消費生活の確保に向けて」というタイトルがついていますが、大柱が四つある中で、なぜ「安全安心な消費生活の確保」だけが表紙のところに載っているのかなと。普通表紙というものは、一番訴求したいものをトップに出してくることがありますが、なぜこれが出てくるのかなと思い、5年前の資料を見たら、平成27年の時には「かながわ消費者施策推進指針」というだけで、特にそういうスローガンがついていなかったようです。何か意図があって、かつなぜこれを出されたのかということを教えていただければと思います。

(武井会長)
いかがでしょうか。

(林消費生活課長)

四つの柱の一つ、確かにそうなっていますが、実は５ページに、今回県の総合計画が改定された内容が出ています。「かながわグランドデザイン」というものが県の総合的な方針として改定された中に、消費生活行政が「安全安心」という分野にプロジェクトとして取り上げられたことがありましたので、このグランドデザインの表現をとって安全安心な消費生活という表現を、表紙に使わせていただきました。施策の一つを出したというよりも、グランドデザインから取らせていただいたのですが、こちらは表現も含めて、検討の期間も少なかったと思いますし、今回初めてお示ししたということもありますので、デザインも含めて、検討させていただきます。

（武井会長）
ありがとうございます。よろしくお願いします。あと少しお時間がありますか、いかがでしょうか。

（丸山委員）
基本としては、一生懸命作られて良い内容になっていると思います。些末なことで申し訳ありませんが、年号の記載の考え方を教えて欲しいと思います。西暦で書いている部分と平成、令和と元号で書いている部分とがあり、おそらく出典をそのまま引用してきて貼っている。神奈川県のデータを引用しているところも、該当部局が作ったものがたまたまそうなっていたと見えます。見る立場からすると、例えば６ページを見た時に、頭の文章のところや、その下に、県の政策局が作った棒グラフは西暦で書いてある。その下の苦情相談件数は平成で書いてある。できれば西暦で、統一したほうが見やすいと思います。ちょっと検討してください。例えば、18・19 ページのところを見ると、コラムは平成と令和という言葉を使っている。18 ページの重点的取組みのところの、民法の改正は 2022 年４月と書いてある。少なくとも頭の中で換算をする必要なく読めるようにしてもらいたい。

（武井会長）
ありがとうございます。いかがでしょうか。

（林消費生活課長）
委員の言われるように、元にしたところに引っ張られている部分というのが往々にしてあるかと思います。できるだけ読みやすさ、また換算しなければわからないということがないように見直して参りたいと思います。ありがとうございます。

（武井会長）
ありがとうございます。その他いかがでしょうか。今日が最後になるかもしれませんので、是非、御指摘いただければと思います。

（士野委員）
たぶんお気づきになっているのではないかと思いますが、４ページの（３）のウのところに、「特定課題に対応する」の後に、ちょっと違うところから飛んできている文字がありますが、これは適切なところに配置していただきたいと思います。

（林消費生活課長）
気づいておりませんで、余計なものが載っているのは修正いたします。ありがとうございます。

（武井会長）
これくらいで、よろしいですかね。
非常に大きなところから細かいところまで、たくさんの意見があり、活発な議論ができてうれしく思います。

委員からの意見を伺うのはこの程度にしまして、事務局の方からいかがでしょうか。

（林消費生活課長）
本当に様々な御意見をありがとうございます。今回、審議会から様々な御意見をいただきまして、これを念頭に表現の修正といったことを盛り込んだ答申案を作成いたします。その内容は取りまとめて、武井会長に御確認いただく形で進めさせていただきたいと存じますけれどもいかがでしょうか。

（各委員、異議なし）

（武井会長）
責任重大ですので、何度も見て、見慣れているからということではなく、新しい目できちんと見て、皆さんの御意見が反映されているかどうか確認させて頂きます。よろしくお願いします。

（武藤企画グループリーダー）
それではその方向で進めさせていただければと思います
続きまして林消費生活課長から「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく確認スケジュールについて御説明いたします。

（林消費生活課長）
本日は、ありがとうございました。指針については、今日の結果を踏まえ、これから修正などを行いまして、会長と調整させていただきます。
別の報告がございます。神奈川県では、一定の要件を満たした条例について、５年ごとに施行状況等を確認する仕組みとして、神奈川県条例の見直しに関する要綱というものがございます。
神奈川県消費生活条例は、平成 30 年３月に大幅な改正を行ったところではございますが、今年は５年に一度の検証の時期にあたっております。 現在、消費生活課で確認作業を進めております。結果については、次回１月の消費生活審議会にて御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（武藤企画グループリーダー）
最後に次回の日程ですが、繰り返しになりますが、第６回審議会は、指針の改定についての諮問の御答申をいただきたく、令和２年１月下旬頃の開催を予定しております。
詳細については別途ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

（武井会長）
ありがとうございます。日程の候補はこれからですね。ぜひ、御出席ください。ここで、部長、一言お願いします。

（高瀬消費生活担当部長）
本日も活発な御議論をいただきありがとうございました。指針については、今回も含め３回、非常に回数が限られている中、毎回、いただいた御意見を会長一任の形で補わせていただき、本来でしたら、皆様に事前に丁寧に御説明の上、御審議いただくべきところを、事前にお読みいただくなど、様々な形で、取りまとめにあたり皆様方に御協力をいただきました。本当にありがとうございます。事務局が用意する案ですが、「行政目線」になりがちです。表現が固い、分かりにくいといったところもあります。コラムを始め、今日の御意見も殆どが、行政目線に対する貴重な御提言であったと思います。やはり、県民の方々の目線で捉えた見方の大切さについて、本日改めて感じたところです。今日もたくさんの御意見をいただきましたので、事務局で組み直しをしまして、会長に御相談させていただきます。年明け、答申に向け、もうひと踏ん張りしてまいりますので、どうぞよろしくお願いします。本日はありがとうございました。

（武井会長） 　高瀬部長、ありがとうございました。これで本日の審議会を終了といたします。皆様、お疲れさまでした。 （以上）	
資料	資料１　「かながわ消費者施策推進指針（改定版）」に基づく平成 30 年度～令和元年度（上半期）実施事業の評価と課題 資料２　かながわ消費者施策推進指針(改定素案)に関する意見の概要と（改定案）への反映状況 資料３　（改定案）かながわ消費者施策推進指針（案）